

第97回サービス統計・企業統計部会（書面開催）議事結果

1 日 付 令和2年5月7日（木）～6月4日（木）

2 審議参加者

【委員】

椿 広計（部会長）、野呂 順一、宮川 努

【臨時委員】

成田 礼子、宇南山 卓、菅 幹雄

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

3 議 事 経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について

4 議事の状況

「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」（令和2年4月7日最終改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定）において、「総務省主催の（略）有識者会議については、緊急事態宣言が効力を有する間、遠隔開催以外は中止とする。」と定められたことに伴い、第97回サービス統計・企業統計部会は、資料1-1、1-2、2及び3に基づき、書面による審議が行われた。

今回は、経済センサス-活動調査の変更内容のうち、「調査事項」について、審議の結果、「減価償却費」を追加すべきということ以外変更内容は適当とされた。「減価償却費」については、前回調査から調査項目の削除を予定していたが、経済センサス-活動調査の集計のうち粗付加価値額の算出に必要な調査項目であることから継続して調査する必要があることが指摘された。また、同様に調査項目からの削除を予定していた「支払利息」については、今回、削除することは報告者負担を考慮してやむを得ないものの、今後、SNA 推計等に必要とされる可能性もあることから、調査結果の利活用ニーズの変化等も踏まえ、調査項目として再度把握することも含め、今後検討する必要があるとされた。

なお、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が大きいことが予測されるため、本調査の調査実施年の延期や、今年度実施される経済支援策の把握のため新たな調査項目の追加等を検討することについても意見が交わされたが、新型コロナウイルス感染症の経済への影響がいつまで継続するか先がみえないこと、ベンチマークの年は経済状況により恣意的な変更はすべきでないことから、計画どおり、調査を実施することが適当とされた。

また、この異常な年次を日本経済の長期的な構造とみなすことができないことから、

経済状況が安定した年次について延長表を作成し、それをベースにした参考値を作成・公表すべきであるとの意見や、2020年が異常な年であり、この時期の調査をもとに長期の日本経済の構造に適用することには慎重な対応が必要である。このデータを使って加工統計を作成する場合は、通常の手続きに加えて考慮すべき要素を丁寧に説明していくことが大切であるとの意見があった。これらの意見は統計委員会に報告することとされた（委員から提出された意見・質問と、それに対する調査実施者の回答は、別紙のとおり）。

第 97 回サービス統計・企業統計部会 配布資料の内容等に対する質問・意見及び回答

委員等お名前	野呂 順一
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の質問・意見	府省庁の回答
1-1	6	<p>「甲調査票の調査票構成の見直し」について、書かれていますが、経済センサス-活動調査の調査票構成の見直しについては、前回の調査(平成 28 年度)でも見直されたばかりであり、諮問第 78 号の「調査票構成の見直し」と比較しますと、微妙に変更になっています。</p> <p>例えば、産業分類M(宿泊業、飲食サービス業)については、平成 28 年度調査では、調査票が 1 本でしたが、令和 3 年度調査では、M1(宿泊業)と M2(飲食サービス業)で、調査票を別々にする計画となっています。</p> <p>その他の項目でも変更点が多く見られ、こうした頻繁な改定が統計の連続性に与える影響についてご説明いただければと思います。</p>	<p>「統計改革推進会議最終とりまとめ」におけるサービス分野の生産物分類を活用した副業の生産構造の正確な把握、「第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画」における『経済センサス-活動調査の実施に当たっては、SUT 体系への移行との整合性や、報告者の負担軽減及び実査を担う地方公共団体の業務負担の抑制にも留意する。』等の指摘を踏まえ、今回、比較的大きな見直しを行ったところです。ご指摘の飲食サービス業を独立した調査票とした点については、飲食サービス業は副業比率が低いことから、限定した品目(サービス分野の収入品目(生産物分類ベース))をプレプリントし、それぞれの品目の売上金額を記入していただく調査票とすることで、報告者負担の軽減に資する見直しを行ったところです。</p> <p>基本的事項である従業者総数、総売上高、費用項目については今回も継続して調査項目としているところ、記入要領等の工夫により調査票様式の変更(記入位置の変更等)による影響がないようにしてまいります。これにより、産業別企業数(事業所数)・従業者数、売上高、付加価値額等について統計の連続性を確保いたします。サービス分野の売上金額を把握するための生産物分類をベースとしたサービス収入品目については、今回新たに適用した品目分類であります。次回調査以降も継続的に把握することにより統計的な継続性を確保してまいります。</p>

委員等お名前	成田 礼子
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
1-1	7	日本標準産業分類をベースとしたものから生産物分類をベースにしたものに変更する理由は何でしょうか？	<p>経済センサス-活動調査の利用先である供給・使用表（SUT）及び産業連関表については、各企業・事業所がどのような生産物（商品・サービスの種類）を生産しているかのデータが必要となります。その際、SUT及び産業連関表を活用して作成されるGDP統計の精度を向上するためには、それぞれの生産物の需要が、中間需要（事業者向け）であるか最終需要（一般消費者向け）であるかをより正確に把握することが重要となります。しかしながら、我が国では、これまでこうした用途（事業者向けか一般消費者向けかetc）の類似性による基準を志向した生産物分類が未整備であったために、産業分類（生産技術等の類似性を主眼とした基準）を生産物分類の代替として用いてきました。今回、「統計改革推進会議最終とりまとめ」の指摘を踏まえサービス分野の生産物分類が策定されたことを受け、経済センサス-活動調査においても、サービス分野の収入品目について、産業分類をベースとした収入品目から生産物分類をベースとした収入品目に変更したものです。</p>
1-1	7	副業企業を把握するとのことであるが、上場会社であれば、有価証券報告書、非上場会社であれば、税務申告書に添付している決算書と一致する形で、すべての副業を把握する予定でしょうか？それとも主な副業のみを把握する予定でしょうか？	<p>まず、本調査における売上高の概念は、有価証券報告書等の損益計算書における売上高の概念に一致しておりますが、産業連関表や国民経済計算での利活用の観点から可能な限り暦年での回答を求めています。</p> <p>従いまして、調査票に回答する売上高と有価証券報告書等の売上高とは必ずしも一致しない場合があります。御質問の副業の把握に関しましては、「企業全体の事業別売上（収入）金額」の事業別内訳（19区分）というレベルで、すべての副業を把握しております。一方、サービス収入品目（生産物分類をベースとした約400品目の収入品目）というレベルでは、主業に関連性の深い主な副業について把握することとしており</p>

			ます（別添参照）。
		<p>（成田臨時委員からの再意見）</p> <p>ご回答によると、可能な限り暦年での回答を求めているとのことですが、上場会社の約8割程度が3月決算ですので、報告者の負担軽減の観点では、企業の決算期と一致させた回答を求めるとし、上場会社は、有価証券報告書の売上高と一致させた回答を求めた方がよいと思えますがいかがでしょうか？</p>	<p>報告者負担の観点から考えると、ご指摘のように各々の企業の決算期間に応じた回答を求めることが望ましいと考えられますが、本調査の結果が最も重要な基礎資料となっている国民経済計算、産業連関表の作成に当たっては暦年数値での結果提供が必要とされていることから、暦年での回答をお願いしているものです。報告者負担については、調査票の注釈の中で『令和2年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください）』とし、企業の決算期間に応じた回答も可能としており、従来結果利用の観点と報告者負担の観点を可能な限り両立するような調査設計としているところです。</p>
1-1	7	<p>商業マージンの把握の必要性から商品売上原価を把握することになったが、マージンは品目群別に異なるが、品目群別に把握しなくてよいのでしょうか？</p>	<p>御指摘のとおり、マージンは品目ごとに異なりますが、品目群別にマージン率を把握するためには、品目群別の商品販売額に加え、売上原価も品目群別に把握する必要があり、非常に細かい数字を求めることとなります。経済センサス-活動調査のように全ての企業・事業所を対象とする大規模な調査において、売上原価を品目群別に把握することは、報告者の負担が極めて大きくなるため、卸売業、小売業を主業とする企業について、年間商品販売額は、品目別に把握しますが、商品売上原価は、企業単位で把握します。</p>

		<p>(成田臨時委員からの再意見)</p> <p>ご回答によると、売上原価を品目群別に把握することは、報告者の負担が極めて大きくなるとのことですが、小売業で棚卸資産の評価方法を売価還元法を採用している会社は、決算のために品目群別にマージンをすでに把握しているため、売上原価を品目群別に把握することは報告者の負担の増加にはならないので、品目群別にマージンはかなり異なることから、やはり品目群別にマージンを把握すべきであると思いますがいかがですか？</p>	<p>品目単位で売上原価の記入を求める場合、売価還元法を採用した企業においても、事業所・企業で把握している品目群別ではなく、経済センサスの商品分類別に合わせて記入いただくこととなります。これまで、販売金額は、商品分類別に記入を求めています。金額の記載が困難な事業所・企業には売上高に占める比率で回答を求めるなど、可能な限り負担軽減に努めてきたところです。これに加え、売上原価の記入を求めることは記入者側の負担増は避けられないと考えます。</p>
2	9	<p>(成田臨時委員からの再質問)</p> <p>主業と副業の定義を教えてください。例えば多角化している企業の場合、売上高全体に占める割合が 15%程度であってもそれがその会社にとっての売上に占める割合が一番多い業種であれば、それが主業になりますか？そして次の業種の売上が売上高全体に占める割合が 13%程度であってもそれは副業になりますか？</p>	<p>日本標準産業分類では、主業の決定方法として、『複数の（産業）分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、…最も大きな割合を占める活動によって決定する』とされており、ご指摘の点につきましては、委員のご認識のとおりです。</p>
3	9	<p>事業所ごとに経理事項を把握しないが、事後的に事業所別の売上高を算出するとのことであるが、算出するのは誰か。</p>	<p>調査実施者が集計作業の過程で算出します。</p>
3	1 2	<p>副業については報告者の負担軽減のために商品売上原価のみを把握することとし、年初商品手持額や年末商品手持額を記入しないとのことであるが、売上高に占める副業の割合は企業によって異なり、副業に一定の重要性がある企業もあると思われる。例えば全体の売上高 10%未満の副業については年初商品手持額と年末商品手持額について把握しないとするなど、一定の基準を設けてはどうか。</p>	<p>商品売上原価は、商業マージンのより詳細な把握のため、今回、平成 28 年調査では対象としていなかった卸売業、小売業を副業とする企業にまで対象を広げて調査事項とするものです。このため、副業企業においては、商品売上原価を調査事項に追加することとどめ、年初・年末商品手持額を追加することによってさらなる負担増となることを避けたいと考えておりますが、仮に（10%といった）一定の基準を設けて把握した場合、年初・年末商品手持額のみが、他の調査事項と集計の対象範囲が異なってしまうこととなり、結果的に利活用の観点で扱いが難しい集計値となってしまうと考えます。</p>

2 3	9 1 2	<p>(成田臨時委員からの再々質問)</p> <p>資料 2 P9 の再質問へのご回答と資料 3 P12 へのご回答より、再質問させていただきます。例えば同規模の会社 A 社と B 社があり、A 社の売上高全体に占める小売業の割合が 15%で、その次に売上高に占める割合が多い業種が 13%の場合、その会社は小売業が主業のため、年初商品手持額と年末商品手持額の記入が必要となる。B 社の売上高に占める主業が小売業ではなく、その業種の売上高に占める割合が 60%で、次の売上高に占める割合が多い小売業が 40%の場合、B 社にとって小売業は副業であるため、B 社は年初商品手持額と年末商品手持額を記入しなくてよいという理解でよろしいのでしょうか？ そうだとすると A 社も B 社も売上高 100 億円の会社の場合、A 社の小売業は 15 億円であるが主業のため、年初商品手持額と年末商品手持額の記入が必要となるが、B 社の小売業は 40 億円であり、A 社より金額的には大きいものの、副業であるため、年初商品手持額と年末商品手持額の記入が不要であるということではよいのか？</p>	<p>主業の決定に際しては、数値基準を設けておらず、最も大きな割合を占める活動によって決定するため、ご認識のとおりとなります。</p>
--------	----------	--	---

委員等お名前	宇南山 卓
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
3	1 1	「サービス分野の収入品目の記入率」とはどのような概念（分母と分子は何か）であるか？「回答率」との関係はどのようになっているか？また、企業調査になったことで「回答率が大幅に上昇（最終行）」したのはどのような要因が考えられるか？	<p>「サービス分野の収入品目の記入率」につきまして、試験調査におけるサービス収入品目の記入率は、当該調査事項における品目の記入の有無により判断しております。（当該ページ最終行の「回答率」は、「記入率」と同義であり、言葉を使い分ける趣旨ではございませんでした。）</p> <p>企業調査票での把握による「回答率（＝記入率）が大幅に上昇」につきましては、前回調査（平成 28 年調査）において、『事業所の売上高は、本社又は事業所を管理している支店単位で一括管理しているため事業所単位での回答が困難であった』との意見が寄せられており、事業所ごとに詳細な品目レベルで記入する負担がなくなったことが記入率向上に大きく寄与しているものと思われます。</p>
3	1 5	「チェーン組織への加盟」については、フランチャイズに関する項目と理解してよいか？もしそうであれば、加盟料負担等で社会問題化しており重要な変数と考えるが、調査が困難である理由を教えてください。	<p>「チェーン組織への加盟」は、小売業においてフランチャイズチェーン又はボランティアチェーンに加盟しているか否かを把握していたものです。現在は、関係団体において毎年、小売業のみならず広く加盟店数、売上額等の調査を行っており、データの整備が進んでいる中で、経済センサスとして調査し把握する必要性は低下したと判断し、廃止するものです。</p>
—	—	全般として、「事業所・企業の経済活動を明らかにする」ための観点が弱いように思う。SUT 対応など SNA の推計のための調査項目が増加しておりそれ以外の側面での対応が困難であることは理解するが、ミクロの企業分析をする研究者等から見ると後退と思われる項目が散見される。企業関連分野の研究者のニーズなどは把握しているのか教えてください。	<p>経済センサス-活動調査の調査事項は、令和 3 年経済センサス - 活動調査研究会をはじめとする各種会議体を通じ、各府省庁、地方自治体、有識者等から広く意見・要望等を聴取し、検討しております。次回調査に向けては、引き続き、様々な観点からニーズ把握に努め、検討して参ります。一方で、第Ⅲ期基本計画においては、企業関連統計に関する改善・整備として、今後、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計の整備を検討することとなっております。</p>

委員等お名前	菅 幹雄
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
3	1 1	「試験調査におけるサービス分野の収入品目の記入率」が高かったことは、そもそも収入品目の記入は難しいと考えていたので、驚くとともに喜ばしいことでもある。ここで「記入率」の定義について確認したい。1つの品目でも収入品目について記入があれば「記入できた」としたのか、あるいは収入金額の一定割合以上の収入品目について記入がある場合を「記入できた」としたのか？	試験調査におけるサービス収入品目の記入率の判断については、当該調査事項における品目の記入の有無により判断しております。従いまして、1品目以上の回答があった場合「記入できた」と整理しております。
3	1 2	「商業が主業の企業においては、在庫の把握のため、年初商品手持額及び年末商品手持額も記入を求めるが、副業企業については、報告者負担軽減のため、商品売上原価のみとする。」としている。このとき個人経営企業は「産業共通調査票」で調査するので、報告者負担軽減の対象となり、商品売上原価のみ回答すればよいが、個人企業経済調査の対象個人経営企業は棚卸高を調べていると理解してよいか？	個人企業経済調査の対象個人経営企業に配布する同時実施調査票においては、個人企業経済調査として把握することとしている「令和2年12月31日現在の棚卸高」及び「令和元年12月31日現在の棚卸高」を把握することとしております。（なお、産業共通調査票を配付する個人経営企業については、商品売上原価も把握しません。）
3	1 8	立地環境特性編について、飲食サービス業、生活関連サービス業の個人向けサービス業を集計対象に追加することは、「商店街振興施策を決定する際の商店街の状況把握」に役立ち、大変に有意義であると考えられる。確認したいのは、ここでいうところの「飲食サービス業」とは「中分類 76 飲食店」、「生活関連サービス業の個人向けサービス業」とは「中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業」とであると思われるが、それで正しいか？また「中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業」、「中分類 80 娯楽業」は含めるのか？すなわち、弁当屋と映画館、ゲームセンター、パチンコ店を含めるのか？	(事務局からコメント) 第98回部会で審議を予定しています。

委員等お名前	椿 広計
委員等お名前	宮川 努

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
3	6	(椿部会長からの意見)	
	9	飲食サービス業については、これまで副業収入比率は十分低かった実態があることは推察され、限定した品目をプリントした調査票とすることを概ね妥当と考えるが、令和2年1月から12月までの調査期間において、費用総額、事業別収入については未曾有の異常性が予想されることへの配慮は必要ないか(調査票をみるかぎり予想される副業は記載されているようには見えない)? 関連して、寄付金・補助金・運営費交付金等について経営組織が「会社以外の法人」の場合でも、行った事業の収入とは見なしにくい案件が、今回の異常事態のなかでは起こり得るのではないか?	飲食店については、「店舗内飲食サービス」の代替として「持ち帰り飲食サービス」に注力している企業も多くみられますが、「調査票(飲食サービス業)」ではサービス収入の内訳として把握する品目として、「店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)」、「持ち帰り飲食サービス」を設定するなど予想される副業をカバーしているものと考えており、未曾有の事態による飲食業界への影響が把握できると考えております。また、「会社以外の法人」の寄付金・補助金・運営費交付金等につきましては、経常収益に計上される事業を休業していた際の各種補助金等は本業を継続するための収入と見做し、「事業別売上(収入)金額」欄での回答に混乱が生じないよう対応してまいります。
		(椿部会長からの意見) ②ア個人経営企業に対する調査事項の簡素化は妥当と考えるが、上記質問と同様であるが、調査票上補助金収入などの回答はどのように行うことになるのかを確認しておきたい。	個人経営企業に関する売上(収入)金額については、報告者負担軽減の観点から確定申告からの転記としております。確定申告上の「売上(収入)金額」には雑収入が含まれており、雑収入の内数として補助金収入も含まれることとなります。
	(宮川委員からの再意見) 今回の新型コロナウイルス感染拡大で、持続化給付金などの多額の補助金が出される。一方で収入は激減することが予想されるが、こうした補助金に対応した項目をたてておく予定はないのか。	今般の補助金等の支給状況を把握するに当たっては、受給側から統計調査により情報を取得する方法と支給側である行政側の情報を活用する方法が考えられるものと存じます。 統計調査による場合、調査実務上の観点から申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金等を調査項目とした場合、その種類は多種多様であり、調査用品に記載すべき定義が不明確になることか	

			<p>ら、記入すべき補助金等と調査対象外となるそれ以外の補助金等との区 分けが困難となる恐れがあり、十分な記入精度を確保できない可能性が 危惧されます。また、個人経営企業については、報告者負担軽減の観点 から調査事項を確定申告から転記可能な内容とすることとしていること から、確定申告の記入内容ではない新型コロナウイルス感染症対策関 連の補助金等を新たな調査項目とすることは負担増につながります。さ らに、当然支給側である行政側で把握していると考えられるであろうデー タを改めて調査されることに対して異論・反発が多数出ることも想定さ れ、本調査の回収率の低下を招き、調査の円滑な実施に支障が出る可能 性も考えられます。</p> <p>一方、支給側の行政情報を活用する方法についてでございますが、各 種補助金等を支給する際、行政側が受給者側の情報をどの程度収集して いるか、どの程度提供可能かにより、データを活用できる範囲は変わ りますが、支給額総額等の大枠は当然のことながら行政側で把握してい くものと考えます。</p> <p>以上から、調査実施者といたしましては、行政記録を活用していく方 向が望ましいと考えております。</p>
--	--	--	---

委員等お名前	宮川 努
	宇南山 卓

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
2	10	(宮川委員からの意見)	<p>経済センサス-活動調査においては、事業所・企業の活動からなる我が国の包括的な産業の構造を明らかにする目的の一環として、これまでご指摘の費用項目を把握してきたところです。このうち「減価償却費」、「支払利息等」については、経理項目として一般的なものではありませんが、法人企業統計調査(財務省)など各企業の決算期間での経理事項を把握する調査と異なり、本調査ではこれらを暦年で把握しており※、12月決算企業を除き一定の報告者負担があるものと承知しております。また、「外注費」については、企業によっては改めてデータを作成する必要があるなど他の2項目に比べさらに負担が大きいとの意見も寄せられています。</p> <p>(※『令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください)』)</p> <p>今般、これらの調査項目については、付加価値額の算出、産業連関表の作成等へのこれまでの利活用状況にかんがみ、上述の報告者負担を考慮した上で、簡素化することとしたところですが、今回のご指摘を踏まえ、本調査で把握する「減価償却費」及び「支払利息等」の利活用について改めて確認いたしました。</p> <p>まず、「減価償却費」については、産業連関表及び国民経済計算にお</p>
3	13	<p>減価償却費と支払利息を調査項目から削除することについては理解できない。報告者負担の軽減については理解できるが、この2項目については税務申告の際にも報告している項目である。総務省の付加価値額が算出できなくなるのではないかという質問に対する回答で、付加価値額=売上高-費用総額+給与総額+租税効果としているが、これは純付加価値額であり、GDPに対応する粗付加価値額を算出するためにはこれに減価償却額を加えなくてはならない。支払利息もまたSUTやSNAを作成する際の重要な情報にならないか、よく検討してもらいたい。</p> <p>(宇南山臨時委員からの質問)</p> <p>減価償却費、外注費、支払利息等は、付加価値の産出に利用していないため廃止とあるが、企業分析の観点からは極めて重要な変数であると考えられる。経理項目としても一般的であり、記入者負担が特段高いとは思えない。調査が困難である理由があれば教えてほしい。</p>	

			<p>ける固定資本減耗と概念が大きく異なることから、当該数値を直接利用せず、過去の総固定資本形成額に基づく恒久棚卸法により推計を行っているとのことです。また、「支払利息等」についても、産業連関表及び国民経済計算における利ざやの概念であるF I S I Mの推計に際して当該数値を直接利用せず、資金循環統計（日本銀行）を利用しているとのことです。本調査においてこれらを継続して把握した場合の利活用としては、当該数値を直接利用するのではなく、産業別の割合の検証などに利用することが考えられますが、サービス分野のSUTを推計する次回の推計方法は、現在、産業連関技術会議、統計委員会等の意見を聞きながら検討中であることから、実際利活用するか否かについては現時点においては確定していないとのことでした。</p> <p>調査実施者としては、このように今後の利活用が確定していない現状において、これのみを理由として継続して把握することは難しいと考えます。他方で、「減価償却費」については、経済センサス - 活動調査結果としてGDPに対応する粗付加価値額を算出すべきとのご指摘をいただいたことを踏まえ、これを調査項目として継続するよう見直したいと考えております。したがって、集計結果についても、従前の純付加価値額に加え、これまで行ってこなかった粗付加価値額の表章を併せて行うこととしたいと考えております。なお、企業活動の実態を明らかにするため詳細な事項を把握している各種企業統計調査も活用することで、本調査における報告者負担軽減との両立を図られると考えております。</p>
		<p>(宮川委員からの再意見) 減価償却費を調査項目に加えてもらったことは評価したい。本来であれば支払利息も重要な項目だが、今後の検討課題としてもらいたい。</p>	<p>委員のご指摘をしっかりと受け止め今後対応してまいりたいと考えております。</p>

委員等お名前	宮川 努
	菅 幹雄

配付資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
—	—	<p>(宮川委員からの意見)</p> <p>今回の経済センサス活動調査は、2021年に実施するものの、2020年の企業活動を調べることになる。現在の時点で2020年の企業活動が、東日本大震災を上回る全国的でかつ長期的な影響をもたらす異常な事態となるのはほぼ決定的である。こうした異常な時期のデータを日本経済の長期的な構造とみなすことはできないのではないか。またこのデータは2025年のSUTや5年後のSNAの基準改定の重要な基礎資料となる。このことを考えると、本来は調査を延期すべきと考えるが、もし実施するとしても総務省や経済産業省、内閣府はその結果を使ってSUTやSNAを作成することを踏まえて、新型コロナウイルスによる業態の変更や縮小の程度を聞く（または現在新型コロナウイルスの感染前の状況と比べてどれくらいまで復調したかという質問を加える）などの対応策を検討しておくべきではないか。</p> <p>(菅臨時委員からの意見)</p> <p>新型コロナウイルスがわが国の経済に与える影響は甚大であるということに全く異論はありません。ただし、さまざまな加工統計のベンチマークである経済センサス-活動調査の調査年次及び産業連関表の作成対象年次を変えるべきではないと考えます。なぜならば、ベンチマークの年次を変えることにより、「政府が統計を都合よく操作した」と見なされる恐れがあるからです。すなわち、ベンチマークの年次を変えることにより、新型コロナウイルスが与えた影響をわざと過小評価あるいは過大評価したと誤解されるからです。統計不正問題においては、政</p>	<p>(事務局からのコメント)</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大が収束するのか、もしくは、数年にわたり影響が継続するのか見通せない中、SUTやSNAの基準年をどうすべきかについて確定的な結論を出せないことを考えますと、現時点では、基準年について原則の考え方に沿って2020年として、その情報を把握する方向で検討せざるを得ないと考えております。</p> <p>(調査実施者からの回答)</p> <p>経済センサス-活動調査は、基準年SUT（IO）、国民経済計算の基準改定の基礎資料としての利活用だけでなく、国民経済計算第2次年次推計への基礎資料提供の役割も担っています。新型コロナウイルスの感染拡大の影響が今後どのくらいの期間にわたるかも全く見通せない中、調査実施者としましては、このようにベンチマークとして重要な役割を担う本調査は当初計画どおり実施すべきと考えております。仮に、経済センサス-活動調査の実施を1年延期し、令和4年に実施するとした場合、代替調査として、令和3年（来年）に2020年を対象年次とする経済構造実態調査及び工業統計調査を実施する必要性が生じますが、両調査とも通常であれば前年度である令和2年度（今年度）から準備事務が発生するもののこれらに関する今年度の予算措置がなされていないほか、民間事業者に対する調達事務（政府調達案件）、実施に向けた地方公共団体との調整を考慮すると実現は極めて困難であると考えられます。また、令和4年度に実施する予定の周期調査との輻輳によるそれらの調査の実施への影響も否定できません。なお、今回の未曾有の事態により地域経済</p>

	<p>府が統計を操作したと疑われたことは記憶に新しいところです。かつて阪神大震災の際にも、ベンチマークの年次を変えなかったのは、このような恐れが強かったためと理解しています。もちろん、この異常な年次を日本経済の長期的な構造とみなすことができないことに関しては同意見です。そこで経済状況が安定した年次について延長表を作成し、それをベースにした参考値を作成・公表すべきであると思います。ただし、その対象年次が2021年になるか、2022年になるか、現段階では見通せないと思われま</p>	<p>にも多大な影響がもたらされるものと想定しておりますが、本調査を当初計画どおり実施することにより、その経済的影響の実態を詳細に把握することが可能となるといった効果も期待できると考えております。</p> <p>令和2年前後における業態の変更及び売上高の比較については、令和元年より新たに経済構造実態調査を創設・実施し、経済構造を産業横断的に年次ベースで継続的に把握することとしていることから、経済センサス - 活動調査年との定量的な比較が可能であると考えており、両調査を所管している総務省及び経済産業省としては、これらの結果を提供してまいりたいと考えております。</p>
	<p>(宮川委員からの再意見)</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大に関する調査時期の変更については、菅委員の解釈や府省庁の説明通りで、当初スケジュールでの実施でよいと考える。ただし2020年が異常な年であること、この時期の調査をもとに長期の日本経済の構造に適用することには慎重な対応が必要であるとする。現在内閣府が四半期国民経済計算の公表の際に行っているように、このデータを使って加工統計を作成する場合は、通常の手続きに加えて考慮すべき要素を丁寧に説明していくことが大切であると考える。</p>	<p>(事務局からコメント)</p> <p>委員のご指摘をしっかりと受け止め今後対応してまいりたいと考えております。</p>

バーコード枠

経済センサス - 活動調査

基幹統計調査

【13】企業調査票

令和3年6月1日 総務省・経済産業省

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

フリガナ
記入者氏名
部署名
電話番号
市区町村コード
調査区番号
事業所番号

1 名称及び電話番号
印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

フリガナ
正式名称
通称名
電話番号(代表)

事業別内訳(19区分)というレベルで、すべての副業を把握

2 所在地
印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

郵便番号
都道府県名
市区町村名
ビル・マンション名等

3 経営組織
経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

個人経営
株式会社
有限会社
合資会社
合同会社
会社以外の法人
外国の会社
法人でない団体

4 法人番号
指定されている法人番号13桁を記入してください。

法人番号
法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。

5 企業全体の常用雇用者数及び支所等数
工場、営業所など従業員がいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

国内
海外(現地法人は除く)
常用雇用者数
支所等数

6 企業全体の主な事業の内容
印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。

(1) 主な事業の内容
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目

7 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
8欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。

1 税込み
2 税抜き

8 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目
令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください。

Table with columns for sales and expenses: ①売上(収入)金額, ②費用総額, ③うち売上原価, ④給与総額, ⑤福利厚生費, ⑥動産・不動産賃借料, ⑦租税公課

9 企業全体の事業別売上(収入)金額

記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』○ページを参照してください。
8欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

Table for business type sales: ①農業、林業、漁業の収入, ②鉱物、採石、砂利採取事業の収入, ③製造品の出荷額・加工賃収入額, etc.

10 商品売上原価

※令和2年1月から12月までの商品売上原価(年間商品販売額に対する仕入原価)を記入してください。

Table for commodity sales cost with columns for units: 十兆, 兆, 千億, etc.

11 年初及び年末商品手持額

※令和2年の年初及び年末現在(記入困難な場合は、最寄りの決算日・棚卸日)で記入してください。

Table for inventory: 年初商品手持額, 年末商品手持額

12 設備投資の有無及び取得額

※令和2年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。

Table for equipment investment: 1 設備投資を行った, 2 設備投資を行わなかった

13 自家用自動車の保有台数

業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含めます)。

Table for car ownership: (1)貨物自動車, (2)乗用自動車, (3)バス

14 土地・建物の所有の有無

それぞれ該当する番号を○で囲んでください。
※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

Table for land/building ownership: 土地, 建物

15 資本金等の額及び外国資本比率

(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。
(2) うち外国資本比率を記入してください。

Table for capital and foreign equity: 十兆, 兆, 千億, etc.

16 決算月

※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

月 () 月

9欄にお進みください。

すべての企業が第2面にお進みください。

備考